

其懲戒せ無言を以て申候が如きに付則依附する事も又大いに當
りります。

(1) 懲戒申出」が來り乍而此の申出は當初人の為其誰で有
其懲戒者へア木札の江戸の所と眞に申出する事もあらず。其取
扱日付と其眞相處す出入日の届日自從の懲戒ア申いオ番號木
札もあれば。

並然其在株を受取る事より申出を以て申入即ち其番號を付の申出
申出する事も

申出を以て申入番號を以て申出の事より申出へア番號木札へ申
出の番號の書へアある其懲戒の眞相處う云ふ牒書依頼」ア申出
一日の出建す事より申出の事より申出へ申出依頼」ア申出
されし牒書を以て申出する事より申出。其木札の者自の番號依頼
へア申出を以て申出する事より申出へ申出依頼ア申出
申出にて申出を以て申出する事より申出。其木札の者自の番號依頼

品は一々取締員に提示せねばなりません。

此の検印表や木札の取扱ひ法を間違ふと缺勤の扱ひになる事があ
り、又故意に間違ふたり札を紛失する時は所罰せらるゝ事があります。

二 願届に就ての心得

一、病氣や其他の事で出勤の出來ぬ人は前日か又は仕事の定刻前述に
必ず書面にて其旨を届出せねばなりません。

病氣で二日以上缺勤する場合は缺勤届に必ず診斷書を添へて届出
ねばなりません又近親の者が死亡の爲めに休む場合には其の事柄
（其氏名と續柄）を委敷記入して届出ねばなりません又女工て出
産した時も其旨届出を要します

勤務演習、徵兵検査等の爲めに缺勤する場合は其召集令狀又は役
場から通知書を係員に提示して届出ねばなりません

此等の届出を怠ると白米の拂下を一時止められたり、折角貰へる